

## 青少年インターネットWG第2回 議事要旨

1. 日時：平成22年10月15日（金）14：00～16：30

2. 場所：総務省8階 第1特別会議室

3. 出席者（敬称略）

(1) 構成員

堀部 政男（主査）、藤川 大祐（主査代理）、宍戸常寿（主査代理）  
石野 純也、上林 靖史、岸原 孝昌、小塚 真司、曾我 邦彦、関 聡司、  
武市 博明、竹内 和雄、立石 聡明、長田 三紀、濱谷 規夫、藤原 まり子、  
別所 直哉、安川 雅史

<代理出席>

グリーン株式会社 千原 啓（青柳構成員代理）

株式会社ガイアックス 江戸 浩史（鎌田構成員代理）

株式会社ミクシィ 金子 美奈（小泉構成員代理）

<欠席>

石戸 奈々子、上沼 紫野、木村たま代、高橋 大洋

(2) オブザーバ

内閣官房IT担当室主幹 金子 実

内閣府政策統括官付参事官補佐 本田 昭浩

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

青少年有害環境対策専門官 関根 章文

経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐 吉川 徳明

<欠席> 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

(3) 総務省

原口亮介電気通信事業部長、鈴木信也消費者行政課長、大村真一消費者行政課企画官、

松井正幸消費者行政課課長補佐、中村朋浩消費者行政課課長補佐

4. 議事

(1) 開会

(2) 内閣府検討会（青少年インターネット環境の整備等に関する検討会）への報告  
について

(3) 各関係者の取組状況と今後の課題

①普及啓発団体（曾我構成員からの発表）

②電気通信事業者（濱谷構成員からの発表）

③サイト認定団体（岸原構成員からの発表）

④監視事業者連絡会（江戸構成員からの発表）

⑤教育関係者（竹内構成員からの発表）

(5) 自由討議

(6) 閉会

## 5. 議事概要

### (1) 内閣府検討会（青少年インターネット環境の整備等に関する検討会）への報告について

- ・資料2-1及び資料2-1に基づき、事務局より説明を行った。
- ・特定サーバー管理者の責任の在り方については、当WGでも検討し、次回以降に進め方について検討することとなった。

### (2) 各関係者の取組状況と今後の課題

#### ①普及啓発団体

曾我構成員（安心ネットづくり促進協議会）より、資料3に基づき説明があった。  
なお、主なやり取りは以下のとおり。

#### （堀部主査）

協議会の取組について、地方ではマスコミなどで取り上げてもらっているようだが、全国的なPRが目立たないようであるが、そのあたりはどのようになっているのか。

#### （曾我構成員）

毎年20ヶ所でイベントを開催するという目標を持って取り組んでいるところ。  
イベントを開催した地域では意識の変化が生じてきている。例えば、仙台市では、教育委員会などでは携帯電話の所持を禁止するという考えの方が多かったが、PTAがワークコレクションを開催し、携帯電話事業者に参加を要請し、事業者の取組を説明してもらったところ、携帯電話の所持禁止から使い方をきちんと学ぶという方向に意識が変化している。

#### （堀部主査）

調査企画委員会の作業部会の活動等については、別途機会を設けて説明をしていただく。

#### ②電気通信事業者

濱谷構成員（（社）電気通信事業者協会青少年有害情報対策部会長）より、資料4に基づき説明があった。なお、主なやり取りは以下のとおり。

#### （石野構成員）

フィルタリングサービスのスマートフォンへの対応はどのようになっているのか。

#### （濱谷構成員）

スマートフォンについては、若年層がどのくらい利用しているかのデータはないが、スマートフォンについても対応はされている。ただ各社によって、ネットワークで対応する場合とアプリケーションで対応する場合がある。

#### （堀部主査）

スマートフォンについては、法施行2年後の実状にあった検討を別途進めていく。

#### （藤川主査代理）

- ・スマートフォンについては別途説明の場を設けさせて頂く。
- ・現状でのフィルタリングに対する問題点が2つあると考えている。1点目は事業者側からの説明が十分ではないのではないか。フィルタリングを外したときの危険性やカスタマイズ、フィルタリングを安易に外させないような方法などの説明が足り

ないのではないかと。2点目は、事業者側では時間制限や料金制限などのオプションを準備しているが、保護者がサービス内容を十分理解しないで契約しているケースが多いのではないかと。子ども向けのオプションの提供と普及をお願いしたい。

(竹内構成員)

- ・以前 iPhone の利用実態の調査をしたが、2～3年前は iPhone は大人が使うものでダサイという回答が多かったが、最近は芸能人が使っていることもあり、かっこいいという回答になっており、今後若年層に普及が進むのではないかと。
- ・また、ショップにフィルタリングの申込み状況についても聞いたことがあったが、ショップによっては「中学生はほとんどフィルタリングサービスを申し込まない」と言われたことがあった。各事業者からパンフレットももらったが内容が難しい。小学生向けのパッケージが用意されていればよいのではないかと。

(堀部主査)

スマートフォンのフィルタリングについては、次回以降、検討の方向性の案を提示させていただく。

### ③サイト認定団体

岸原構成員（EMA事務局）より資料5に基づき、併せて、江戸構成員代理（監視事業者連絡会）より資料6に基づき説明があった。なお、主なやり取りは以下のとおり。

(曾我構成員)

今後、インターネットへ接続可能がテレビなども普及することが予想されるが、テレビへのフィルタリングの適用はどのようになるのか。

(藤川主査代理)

テレビに限らず、ゲーム機などインターネットに接続できるデバイスが出現しており、基本的な対応は経済産業省になると思われるが、そちらの対応を見ながら検討を進めていきたい。

(経済産業省)

経済産業省では、今後、デバイスについて検討を進めていくこととしている。総務省での検討内容と連携して、フィルタリングが措置されるようにしていきたい。

(石野構成員)

確認になるが、EMAは健全サイトを認定しているのか、それともサイトの審査方法などを審査しているのか。

(岸原構成員)

EMAはあくまでもサイトの運用管理体制を審査するものであり、各方面から取材を受けてその旨を説明しているが、「健全サイトの認定機関」と書かれてしまっている。EMAはサイトの内容の判断はしない。利用者が多種多様化している中で国民すべてが健全かどうか判断できない。

(藤川主査代理)

どうしても「健全」という言葉が一人歩きしてしまい、サイト自体が健全と思われ

てしまう。誤解を与えないような言葉（表現）を検討してもらいたい。

#### ④教育関係者

竹内構成員（寝屋川市教育委員会指導主事）より、説明があった。なお、主なやり取りは以下のとおり。

（竹内構成員）

自分で携帯電話を使ってサイトに接続してみるが、リンクされているアフィリエイト広告や友人紹介の広告をクリックすると、青少年に悪影響を与えたとおぼしきサイトに接続できてしまうが、サイトの認定はどのようになっているのか。

（岸原構成員）

- ・EMAの認定では広告のリンクは審査対象外。コミックサイトの広告についても対象外。サイト事業者は業者自身でサイト内容について審査をしている。EMAからはゾーニングを導入して欲しいと要請している。
- ・EMAとネットスターでブラックリストを作ってくれと言われたが、小学生についてはホワイトリスト、年齢が上がるごとに段階的にブラックリストを使って頂くのがよいと考えている。基本的には親御さんの判断になると思う。

（竹内構成員）

全体（国）としてホワイトリストを推奨してもらいたい。

#### (4) 自由討議

各構成員からの発表の後、自由討議が行われた。主なやり取りは以下の通り。

（立石構成員）

- ・特定サーバー管理者の責任の在り方について、努力義務があまり盛り込まれていない。また、実際の運用で削除の期間をどのくらいにするかという問題もある。削除要請の連絡がサイト管理者まで届くのに日数がかかる。また、反応しない管理者もいる。実働でどのくらいで措置をしているか検証が必要。
- ・一方で、掲示板を設定したときに出会い系サイトの届出と同様の手続きになることが懸念される。

（央戸主査代理）

- ・標準的処理期間が経過したときの対処が課題。違法・有害情報の通報を受けて、ホットラインセンターからサイト運営者に削除要請があり、そこで連絡が取れないとレンタル掲示板業者、それでも連絡が取れないとサーバー管理者へと進んでいく。
- ・今後児童ポルノについては一斉削除になる。

（堀部主査）

処理期間を何日にするかということはいろいろと議論がある。

（石野構成員）

- ・フィルタリングサービスの共通化したパッケージを提供してもらいたい。各社とも推奨コースがあるが、事業者ごとにいろいろな基準があって、取りまとめる場合に非常に難しい。
- ・フィルタリングサービスについては、共通化・標準化が必要ではないか。

(濱谷構成員)

事業者間の検討の場で検討して行きたい。

(安川構成員)

- ・フィルタリングの基準が事業者ごとに異なるのは検討して頂きたい。
- ・安心協の取組については、今年も進めてもらいたい。また、保護者の声や高校のP T Aからもヒアリングをしてもらいたい。

(別所構成員)

- ・携帯電話を安心して使ってもらうためのパンフレットも充実しているようだが、実際のショップなどの現場の声は個別にしか上がってこないもので、問題となる事案が多いのか少ないのかわからない。
- ・フィルタリングについては、指標を設けてそれに向けて取り組んでいくことが必要。
- ・また、事業者協会のフィルタリングのデータだと700万が利用しているとのことであるが、これがすべてのデータなのか。子どもでない利用者のフィルタリングの利用数も含まれているのではないか。T C Aで精査してもらいたい。

(藤原構成員)

インターネット利用環境整備法は青少年の健全な発育を目的としているが、実行に当たっては保護者のリテラシーに依存している。誰を対象として、どのように対策していくのかの議論がない。諸外国での考え方などのデータはないのか。

(堀部主査)

メディアと子どもとの関係の検討になる。諸外国の調査データもない。

(濱谷構成員)

フィルタリングの仕様については、各社でのそれぞれのニーズを踏まえた結果、現状のようになっている。

(長田構成員)

- ・携帯電話の契約時には、フィルタリングだけでなく、料金やサービス内容など他の契約条件の説明が必要。どうやってフィルタリングサービスの内容を理解してもらえるか、現場での努力をしてもらいたい。
- ・竹内構成員のプレゼンで、お孫さんが青少年に悪影響を与えるとおぼしきサイトにアクセスしたことを祖母に相談しているという話があったが、家族で会話ができている家庭があることに安心した。
- ・今後は、普通の携帯からスマートフォンが普及することになるが、フィルタリングをしても青少年の課題が解決されるものではない。どうして被害に遭ってしまうのかの検討が必要。

(立石構成員)

海外での状況の把握が必要。また、効果的な対策をするために個別案件の分析が必要。

(竹内構成員)

国として何らかの対策を打ち出してもらいたい。

(武市構成員)

- ・スマートフォンについては、今まで市場に出回っていた携帯電話とは異なるもの。問題がどのように偏在化していくかを見ていきたい。
- ・事業者の説明責任については、ショップの店員は契約時の説明事項が多く、負担も大きい。ショップの店員に押しつけるのではなく、効果的な対策の検討が必要。

(5) その他

- ・次回第3回会合は、11月8日（月）13時から。
- ・フィルタリングの整備法の適用の在り方について、構成員から意見募集をすることとなった。

以 上